



茨城県報

第 2768 号

平成28年2月18日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 救急医療協力診療所の指定 (医療対策課) 1
- 救急医療協力診療所の指定取消し (医療対策課) 1
- 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) 2
- 道路の区域の変更 (2件) (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (4件) (道路維持課) 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) 5
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課) 5
- 建築許可に関する意見の聴取 (建築指導課) 6
- 入札公告 (管財課) 6

(教 育 委 員 会)

- 入札公告 9

告 示

茨城県告示第182号

次の診療所について、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出があったので、同規則第3条第1項の規定により救急医療協力診療所に指定し、同条第2項の規定により告示する。

平成28年2月18日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称 | 所 在 地 |
|-------------------|--------------|
| 医療法人 昂仁会 ハタミクリニック | 銚田市銚田1347番地1 |

茨城県告示第183号

次の救急医療協力診療所について、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項において準用する第3条第2項の規定により告示する。

平成28年 2 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------------|---------------|
| 医療法人昴仁会 ハタミ病院 | 銚田市銚田1305番地の3 |

~~~~~

#### 茨城県告示第184号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成28年 2 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ナフコ

代表取締役 深 町 勝 義

##### (2) 住所

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

#### 2 届出事項の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ潮来店

潮来市潮来字潮来前6052番1 外

##### (2) 変更しようとする事項

###### ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

###### (ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 118台

(変更後) 99台

##### (3) 変更の年月日

平成28年10月10日

##### (4) 変更の理由

店舗計画に変更があったため

#### 3 届出年月日

平成28年 2 月 9 日

#### 4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

~~~~~

茨城県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成28年2月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 稲田友部線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 摘要 |
|---|-------|--------------------|------|------|
| 笠間市本戸942番から 笠間市本戸2257番1地先まで 笠間市本戸6522番地先から 笠間市本戸2257番1地先まで | 旧 | メートル | メートル | 437 |
| | | 最大 72.0 | 437 | |
| | | 最小 16.0 | | |
| | | 最大 7.6 | 430 | |
| 最小 3.8 | | | | |
| 笠間市本戸942番から 笠間市本戸2257番1地先まで | 新 (A) | 最大 72.0 最小 16.0 | 437 | 旧道移管 |

茨城県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成28年2月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中石崎水戸線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 摘要 |
|---|------|--------------------|------|------|
| 東茨城郡茨城町若宮263番13地先から 東茨城郡茨城町若宮260番1地先まで | 旧 | メートル | メートル | 236 |
| | | 最大 19.5 最小 5.1 | | |
| 東茨城郡茨城町若宮260番1地先まで | 新 | 最大 30.0 最小 11.1 | 236 | 現道拡幅 |

茨城県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成28年2月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 245号
- 2 供用開始の区間 那珂郡東海村大字村松147番 6 地先から
那珂郡東海村大字白方162番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成28年 2 月18日

茨城県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成28年 2 月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 日立笠間線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市亀作町字田崎前2955番から
常陸太田市亀作町字日向70番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年 2 月26日

茨城県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成28年 2 月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 高萩インター線
- 2 供用開始の区間 高萩市下手綱字中江2356番 1 地先から
高萩市下手綱字小埜2196番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成28年 2 月25日

茨城県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成28年 2 月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 294号
- 2 供用開始の区間 取手市井野字大原谷津1833番 3 地先から
取手市寺田字原谷5203番 3 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成28年 2 月23日

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成28年4月9日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成28年2月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成28年2月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ハチドリ

3 代表者の氏名

軽部 富美子

4 主たる事務所の所在地

茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4630番地115

5 定款に記載された目的

この法人は、阿見町及びその近隣の市民を対象とし、障害者、高齢者、その他の困難を抱える者に対して、福祉のサービスに関する事業を行い、これらの者が健康で安心して暮らしていくことのできる地域づくりに努め、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成28年4月9日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成28年2月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成28年2月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いきいきほろの里

（設立認証：平成23年7月11日、設立：平成23年7月14日）

3 代表者の氏名

青木 道子

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市萱場町1013番地 7

5 定款に記載された目的

この法人は、関連行政機関との協力の基、地域で暮らす高齢者及び障害者とその家族に対して、日々の生活に関する福祉等の支援に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進と明るく住みよい街づくりの推進に寄与する事を目的とする。

●建築許可に関する意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定に基づき、次のとおり意見の聴取を行います。

平成28年 2月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- | | |
|-----------|--|
| 1 意見の聴取期日 | 平成28年 2月26日（金） 午後2時 |
| 2 意見の聴取場所 | かすみがうら市下稲吉字西山2762番2（陶陶酒製造（株）玄関ホール） |
| 3 意見の聴取事項 | 工業専用地域内において次の建築物の許可に関すること 物品販売業を営む店舗から飲食店への用途変更 |
| 4 申請者住所 | 東京都新宿区天神町 6 番地 |
| 5 氏 名 | 陶陶酒製造株式会社 代表取締役 毬山 利一 |
| 6 建築物構造規模 | 鉄骨造 1階建 用途変更 延べ面積199.68平方メートルのうち155.68平方メートル |
| 7 敷地面積 | 2,159.57平方メートル |
| 8 建築物の位置 | かすみがうら市下稲吉字西山2769番 6 |

●入札公告

県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成28年 2月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 売払財産（土地）

| 物件番号 | 土地の所在及び地番 | 種別 | 地目・構造 | 実測面積（㎡） | 予定価格（円） |
|------|-----------------------|----|-------|----------|------------|
| 1 | 神栖市土合西二丁目10000番 9 | 土地 | 雑種地 | 4,382.17 | 52,245,000 |
| 2 | 石岡市石川字ガキ塚1127番 6 | 土地 | 宅 地 | 256.02 | 1,710,000 |
| 3 | 龍ヶ崎市字直鮒7368番 | 土地 | 宅 地 | 778.35 | 11,900,000 |
| 4 | 龍ヶ崎市字直鮒7364 番 1 外 3 筆 | 土地 | 宅 地 | 1,486.03 | 19,600,000 |
| 5 | 桜川市鎌田字仲原480番 1 | 土地 | 宅 地 | 1,774.45 | 19,520,000 |
| 6 | 筑西市岡芹字八丁1076番 7 | 土地 | 宅 地 | 1,121.44 | 23,084,000 |

2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 3 第 1 項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する県

の職員

(3) 茨城県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団, 同条第 2 号に規定する暴力団員, 及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが, 実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者

ウ 暴力団員であることを知りながら, その者を雇用・使用している者 (事業者を含む。)

エ 暴力団員であることを知りながら, その者と下請契約又は資材, 原材料の購入契約等を締結している者 (事業者を含む。)

オ 暴力団 (員) に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が暴力団 (員) と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 (事業者を含む。)

3 入札参加申込書等の配布期間及び場所

(1) 配布期間

平成28年2月18日 (木) から平成28年3月7日 (月) まで (土曜日, 日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 配布場所

ア 水戸市笠原町978番 6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

イ 下記11に示す現地説明会の会場 (現地説明会を実施する場合に限る。)

ウ 管財課ホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/kanzai/zaisan.htm>) からダウンロードできます。

4 入札参加申込書の提出期間及び場所

(1) 提出期間

平成28年2月18日 (木) から平成28年3月7日 (月) まで (土曜日, 日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出場所

水戸市笠原町978番 6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

5 入札の方法

(1) 入札書の提出

郵送 (書留郵便) 又は当日持参により提出すること。

(2) 入札書の提出期限・提出日時及び提出場所

ア 郵送による提出の場合

| 物件番号 | 提出期限 | 提出場所 |
|-------|---------------------------|--------------------------------------|
| 1 ~ 6 | 平成28年3月16日 (水) 午後5時00分 | 水戸市笠原町978番 6 茨城県総務部管財課公有財産維持活用推進室 |

イ 当日持参による提出の場合

| 物件番号 | 提出日時 | 提出場所 |
|------|---------------------------|-----------------------------|
| 1 | 平成28年3月17日(木) 午前9時00分 | 水戸市笠原町978番6 茨城県庁 1階 入札室2 |
| 2 | 平成28年3月17日(木) 午前9時45分 | |
| 3 | 平成28年3月17日(木) 午前10時30分 | |
| 4 | 平成28年3月17日(木) 午前11時15分 | |
| 5 | 平成28年3月17日(木) 午後1時15分 | |
| 6 | 平成28年3月17日(木) 午後2時00分 | |

(3) 開札の日時及び場所

| 物件番号 | 日時 | 場所 |
|------|---------------------------|-----------------------------|
| 1 | 平成28年3月17日(木) 午前9時00分 | 水戸市笠原町978番6 茨城県庁 1階 入札室2 |
| 2 | 平成28年3月17日(木) 午前9時45分 | |
| 3 | 平成28年3月17日(木) 午前10時30分 | |
| 4 | 平成28年3月17日(木) 午前11時15分 | |
| 5 | 平成28年3月17日(木) 午後1時15分 | |
| 6 | 平成28年3月17日(木) 午後2時00分 | |

6 入札の無効

一般競争入札に参加することができない者のした入札及び入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

7 落札者の決定

落札者は、予定価格以上の有効札のうち最高額の入札者とする。

8 入札保証金

一般競争入札参加者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額(円未満切上げ)を次のいずれかの方法により納付すること。なお、この入札保証金の還付に際しては、利息を付さない。

- (1) 現金又は地方自治法施行令第167条の7第2項及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第144条において準用する第139条第1項に定める有価証券(なるべく銀行振出し小切手とすること。)により、当日納付する場合は前記5(2)イの提出日時の30分前から15分前までの間に納付すること。

(2) 口座振込により納付する場合は、茨城県の指定する口座に振り込んだ旨の証明として、振り込みを依頼した金融機関から交付を受けた納付書・領収証書（茨城県財務規則の規定による帳票様式第40号）を貼付した入札保証金払込票提出書を、前記5(2)の提出期限・提出日時までに提出すること。

9 契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が落札決定後、県の指定した期限内に売買契約を締結しないときは、前記8の入札保証金は県に帰属する。

10 契約書の作成及び売買代金の支払方法

落札者は、県の定めた土地売買契約書により契約書を作成し、売買代金を県が発行する納入通知書により、一括して県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

11 現地説明の日時及び場所（希望者がいる場合のみ実施）

| 物件番号 | 日 時 | 場所 |
|------|---------------------|-------|
| 1 | 平成28年3月1日（火）午後1時30分 | 物件の場所 |
| 2 | 平成28年3月2日（水）午前11時 | |
| 3 | 平成28年3月2日（水）午後2時 | |
| 4 | 平成28年3月2日（水）午後2時 | |
| 5 | 平成28年3月3日（木）午前11時 | |
| 6 | 平成28年3月3日（木）午後2時 | |

・連絡先

水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

（ 教 育 委 員 会 ）

●入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成28年2月18日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称

- ア 茨城県立内原特別支援学校スクールバス運行業務
- イ 茨城県立水戸飯富特別支援学校スクールバス運行業務
- ウ 茨城県立協和特別支援学校スクールバス運行業務

(2) 調達する役務の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

- ア (1)アに掲げる業務

平成28年4月1日から平成33年8月31日まで

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、契約を解除できる。

イ (1)イに掲げる業務

平成28年9月1日から平成33年8月31日まで

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、契約を解除できる。

ウ (1)ウに掲げる業務

平成28年9月1日から平成33年8月31日まで

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、契約を解除できる。

(4) 履行場所

ア (1)アに掲げる業務 茨城県立内原特別支援学校通学区域内

イ (1)イに掲げる業務 茨城県立水戸飯富特別支援学校通学区域内

ウ (1)ウに掲げる業務 茨城県立協和特別支援学校通学区域内

2 担当部局

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課 管理担当

電話 029-301-5272 F A X 029-301-5289

3 入札参加資格

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類21(運送)に登録があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875

(4) 本業務の受託に係る道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項による許可を有し、7に定める一般競争入札参加資格確認申請書の提出日現在において、大型車及び中型車の使用が可能な許可を取得済みであること。

(5) 本業務の実施に必要な専任の人員及び車両の確保ができる者で、7に定める一般競争入札参加資格確認申請書の提出日現在において、本業務の実施に必要な有資格運転者と同数以上の有資格運転者を雇用している者であること。

(6) 平成28年8月31日までに車両を確保できる者であること。ただし、1(1)アに掲げる業務については、平成28年4月1日から平成28年8月31日の間についても、入札説明書に定める児童生徒が乗車できる車両を確保できる者であること。

(7) 旅客自動車運送事業に係る営業年数が5年以上であること。

(8) 本業務に使用する車両の故障その他の理由により運行に支障を来すと認められたときは、速やかに代替車両を配車するなどの適切な措置を講じて、運行を継続することが可能であること。

(9) 本業務により輸送する児童生徒に障害があることに配慮し、その特性を十分理解した上で、本業務を実施できる者であること。

(10) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成

11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (11) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出, 入札及び通知の方法

この調達には, 資料の提出, 入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL: <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお, 電子調達システムによりがたい者は, 2の担当部局の承認を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承認に関しては, 2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

- (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

ア 期間

入札公告の日から平成28年3月2日(水)まで

イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

- (2) 茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課

ア 期間

入札公告の日から平成28年3月2日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし, 茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

イ 場所

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課

6 入札説明会等

- (1) 入札説明会の開催日時

1(1)アからウに掲げる業務 平成28年3月3日(木)午後1時30分

- (2) 入札説明会の開催場所

1(1)アからウに掲げる業務 茨城県水戸市笠原町978番6 入札室1(県庁舎行政棟1階)

- (3) 現地説明会の開催日時

ア 1(1)アに掲げる業務 平成28年3月4日(金)午後2時

イ 1(1)イに掲げる業務 平成28年3月7日(月)午前8時30分

ウ 1(1)ウに掲げる業務 平成28年3月7日(月)午後2時30分

- (4) 現地説明会の開催場所

ア 1(1)アに掲げる業務 茨城県水戸市鯉淵町2570 茨城県立内原特別支援学校

イ 1(1)イに掲げる業務 茨城県水戸市飯富町3436-20 茨城県立水戸飯富特別支援学校

ウ 1(1)ウに掲げる業務 茨城県筑西市谷永島495-1 茨城県立協和特別支援学校

- (5) 本公告の競争入札に参加を希望する者は, 入札説明書を持参して, 必ず入札説明会及び現地説明会に出席すること。(代理人, 使用人等も可)

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は, 次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法, 郵便又は持参により, 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に(1)の書類を添付して提出し, 入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 添付書類

一般競争入札参加資格確認資料 (様式第 2 号)

3(4)の許可にかかる許可書等の写し

3(5)にかかる有資格運転者名簿 (様式第 3 号) 及び免許証の写し

3(6)に関して現有車両を使用する見込みである場合、その自動車検査証の写し

3(8)に該当することを説明できる書類 (様式任意)

3(9)にかかる誓約書 (様式第 4 号)

(2) 提出期限

平成28年3月10日 (木) 午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、添付書類のファイル容量が3メガバイトを超える場合は、一般競争入札参加資格申請書のみをシステムにより提出し、残りを郵送又は持参により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵便又は持参により提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 提出先

2の担当部局に同じ。

(5) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成28年3月22日 (火) 午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書及び積算内訳書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、次のとおり入札書及び積算内訳書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

入札金額は、当該期間における総額を記載すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額 (整数) を記載すること。

ただし、提出した入札書はいかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 積算内訳書の提出

入札参加者は、入札書と併せて入札書に記載する金額に対応した積算内訳書を提出しなければならない。

(3) 入札書及び積算内訳書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年3月28日 (月) 午後5

時までにはシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに2の担当部局に必着のこと。

(4) 開札日時

- ア 1(1)アに掲げる業務 平成28年3月29日(火)午前10時
 イ 1(1)イに掲げる業務 平成28年3月29日(火)午前10時30分
 ウ 1(1)ウに掲げる業務 平成28年3月29日(火)午前11時

(5) 開札場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課(県庁舎行政棟22階)

9 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。)第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

12 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定

価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

13 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

14 再度入札等

- (1) 再度入札は、1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

15 契約書作成の要否

要

16 その他

- (1) 本件調達に係る平成28年度予算が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告によって生じる一切の決定、権利及び義務は効力を失うものとする。
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (4) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

17 Summary

- (1) Tender for services required :

- A. School bus Service, Ibaraki Prefectural Uchihara School for Students with Special Needs
- B. School bus Service, Ibaraki Prefectural Mitoitomi School for Students with Special Needs
- C. School bus Service, Ibaraki Prefectural Kyouwa School for Students with Special Needs

- (2) Time limit for tender :

By mail : 5:00p.m. 28 March 2016

By hand : 5:00p.m. 28 March 2016

- (3) Contact point for the notice :

Special Support Education Division, Department of School Education, Ibaraki Prefectural Office of Education
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8588, Japan

TEL 029-301-5272

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 1 5 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)